

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：漁業集落排水事業特別会計

事業名	漁業集落排水事業（下水道事業）		
事業開始年月日	H1.4.1	地方公営企業法の適用・非適用	適用 非適用
団体名	職員数（H19.4.1現在）	1	
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	216円（H18）	公営企業債現在高（百万円）	717
累積欠損金（百万円）	-	利益剰余金又は積立金（百万円）	0
不良債務（百万円）	-	財政力指数	0.376
資金不足比率（％）	0	実質公債費比率（％）	14.7（H19）
		経常収支比率（％）	92.1（H18）

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 該当なし
[合併期日：平成17年3月22日 合併前市町村：長門市・三隅町・日置町・油谷町] 漁業集落排水事業は旧長門市と旧三隅町地区で実施している。なお、建設事業は完了し、当面は改良・更新事業も予定もない。 なお、合併後は、委託している維持管理業務をそれぞれの地区で比較し、見直しを行うなど経費削減に努めている。

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にしを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区 分	内 容
計 画 名	漁業集落排水事業経営健全化計画
計 画 期 間	平成19年度～平成23年度
計 画 策 定 責 任 者	長門市長 松 林 正 俊
既存計画との関係	長門市経営改革プラン（平成18年度～平成21年度）
公表の方法等	広報またはホームページ
基本方針	平成12年度に建設事業が完了しているため、一層の維持管理費の節減に努める。また、料金収入が伸び悩んでいるため、今後は、段階的に料金を引き上げ、料金収入を増加させていく。 なお、議会对応として、繰上償還に伴う補正予算計上予定の平成19年度3月議会の委員会等で説明を行う。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。